

ジャパンコンテンツ調査研究チームの活動 ・・・連載を開始するにあたって・・・

日弁連知的財産センター委員長
弁護士 早稲田 祐美子
弁護士知財ネット 理事長
弁護士 小松 陽一郎

1 「ジャパンコンテンツ調査研究チーム」について

このたび、日弁連知的財産センター¹と弁護士知財ネット²は、ジャパンコンテンツ分野の国内展開の一層の活性化並びにグローバル展開の推進を法務面でサポートするため、それぞれの組織に「ジャパンコンテンツ調査研究チーム」を立ち上げました³。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を契機に、日本固有の文化・文物は、益々世界から注目を集めるでしょうし、日本の各地には、諸般の事情から、十分に国内あるいは国際展開ができていない有形・無形の資源が存在していると思われれます。

観光庁が推進している「観光立国」政策の効用にもより、来日外国人観光客は近年大幅に増加しており、またそれら外国人観光客は、日本固有の文化・文物により関心を示している傾向にあるようです。

また、文化庁が推進する「文化芸術立国」政策も、わが国の有形・無形の資源の発掘及びグローバル展開に大きく寄与することであろうと思われれます。

このような日本の持つ魅力の再認識及びこれらを国内、国際展開することは、今後の日本の国際社会でのプレゼンス向上やビジネスの活性化と密接に関わる非常に重要な事柄であろうと考えられます。

もとより、知財分野においては、平成14年以来、「知財立国」政策が推し進められており、先

1 日弁連知的財産センターは、系譜を遡れば、1951年3月5日に設置された「工業所有権制度改正調査委員会」（常設化と名称変更を経て、後に「知的財産制度委員会」となった。）、2002年6月22日に日弁連内に設置された、日弁連会長を本部長とする「知的財産政策推進本部」とが発展統合されて2009年6月1日に誕生した日弁連の特別委員会であり、知的財産政策の舵取りを担っている。

2 前注の日弁連の知的財産政策推進本部の活動の一環として、全国津々浦々に弁護士による知財リーガルサービスを行き渡らせるべく組織された知財分野を手がける弁護士の団体であり、日弁連知的財産センターが日弁連の知財分野の戦略本部的な役割が期待されるとした場合、弁護士知財ネットは同センターが立案、策定した日弁連の知財政策等について価値観を共有しつつ、これを全国的あるいはグローバルに迅速かつ臨機応変に実行に移すための実践部隊・別動隊としての役割が期待される。

3 平成26年11月に各組織に設置されることが決まり、平成27年3月16日に第1回合同会合が開催された。同会合において合同チーム座長には、三尾美枝子弁護士（知的財産戦略本部前本部員、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク専務理事）が、また、事務局長には照井勝弁護士が選任され、本チームは本格的に活動を開始した。

頃公表された政府の知的財産戦略本部が策定する「知的財産推進計画2015」（平成27年6月19日）においても、“コンテンツ及び周辺産業との一体的な海外展開の推進”と、“地方における知財活用の推進”は、その大きな柱として取り上げられております。

このような状況にあって、ジャパンコンテンツを知的財産と位置づけ、これをどのように保護、活用していけるのかということを検討することは、知的財産法に関する専門家に期待される役割であるとの理解に立って、日弁連知的財産センターと弁護士知財ネットにおいては、知財分野を軸としての法律面でのサポートを、より積極的に推し進めていくべく、上記チームを立ち上げた次第です。今後、全国各地で（あるいは外国において）、日本を想起させるコンテンツ、日本発のコンテンツ（こういったものすべてを、我々は「ジャパンコンテンツ」と称しており、伝統芸能・文化はもとより、音楽、映像、マンガ、ライブパフォーマンス等、媒体や存在形式を問わず、広く包摂するものと位置づけています。）が、当該地域の自治体や関係団体、作家、事業者等において、どのように戦略的に展開されているのか（されようとしているのか）という観点から実情を調査し、法律的な側面からもスポットライトを当てつつ、その成果の共有化を図るという趣旨から、本誌において出来る限り、ビジュアルに紹介して参りたいと考えております。そのことは、日本が持っている「知的財産」というものの再認識に繋がり、知的財産法の理解を深め、課題を探求することにも繋がると考えております。

2 弁護士知財ネットの「国際チーム」について

弁護士知財ネットの「ジャパンコンテンツ調査研究チーム」は、ジャパンコンテンツの国際展開も視野においておりますので、国際法務的な知見も必要です。そのため、弁護士知財ネット内に別途存在する「国際チーム」をも包摂する形で編制しています。国際チームには、欧米はもとより、ASEAN地域にも、当地に居住して活躍する弁護士を擁しており、グローバルなネットワークとなっておりますが、さらなる拡充に努めているところであります。国際チームに期待される役割としては、ジャパンコンテンツのグローバル展開に関する調査研究はもとより、諸外国における知財法制の実情、さらには、わが国の知的財産が当該国の知財司法システム等で、どのように実効的な保護がなされるのかという制度調査も期待されています。そのため、国際チームのメンバーには、実務的な視点において、外国における知的財産の保護等のシステムを調査研究してもらい、本誌の連載に適宜挟み込む形で、研究成果の報告を公表して参りたいと考えております。

3 知的財産の発掘・活用

わが国には、前述のように世界に誇れる文化・文物がたくさんあります。日本人には当たり前のように受け止められている事柄でも、外国人からみれば、非常にユニークに見えることありましようし、またグローバルなビジネスに繋がる可能性を秘めたものもありましよう。これらを法律実務家として知的財産という側面から捉え、新たな展開の可能性を模索して参りたいと思っております。そのことは、特許法や著作権法の法目的であるわが国の産業の発達や文化の発展に資することにもなります。ご期待下さい。

以 上